なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	0.5ppm
なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	0.5ppm
（略）	
ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	0.5ppm
プロシミドン	
（略）	

10～12　（略）

（略）	
（削る）	
（略）	

10～12　（略）

○農林水産省告示第千二百十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項及び第百三十六条の規定に基づき、漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めたので、同法第十一条第五項の規定に基づき、公示する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　公示番号　農区第一号

二　免許の内容たるべき事項

(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類　第一種区画漁業

漁業の名称　かきひび建養殖業

漁業時期　一月一日から十二月三十一日まで

(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

(三)　漁場の区域

次のア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ三直線によって囲まれた区域

ア　北緯三十三度七分五十一秒東経百三十度二十一分二十七秒の点

イ　北緯三十三度七分三十五秒東経百三十度二十一分二十六秒の点

ウ　北緯三十三度七分四十秒東経百三十度二十一分六秒の点

三　免許予定日　平成三十年九月一日

四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで

五　地元地区　福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田、同九網

備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。

一　公示番号　農区第十一号

二　免許の内容たるべき事項

(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類　第三種区画漁業

漁業の名称　かき養殖業

漁業時期　一月一日から十二月三十一日まで

(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

(三)　漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ七直線によって囲まれた区域

ア　北緯三十三度七分十七秒東経百三十度十九分五十七秒の点

イ　北緯三十三度七分十二秒東経百三十度二十分十六秒の点

ウ　北緯三十三度六分五十二秒東経百三十度二十分八秒の点

エ　北緯三十三度六分三十八秒東経百三十度二十分一秒の点

オ　北緯三十三度六分二十六秒東経百三十度十九分四十八秒の点

カ　北緯三十三度六分二十八秒東経百三十度十九分四十三秒の点

キ　北緯三十三度六分四十四秒東経百三十度十九分四十四秒の点

三　免許予定日　平成三十年九月一日

四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで

五　地元地区　佐賀県佐賀市川副町大字大詫間、同早津江、同早津江津

備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。